平成２７年（フ）第５号
福岡県小郡市大保1623番地２
債務者　上田　安平
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０号
福岡県久留米市城島町内野436番地12
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３３３号
佐賀市神野西２丁目６番48号　神野サンハイツ25号
債務者　前山　裕次
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2738番地13　ＮＩＤＯ－Ａ号室
債務者　山口　雅史
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
佐賀市巨勢町大字牛島263番地３　モンリゼールＢ棟101号
債務者　佐伯真紀子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
佐賀市松原４丁目１番１号、住民票上の住所　佐賀市西魚町73番地
債務者　安住久仁子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
佐賀市大財２丁目８番３号　レオパレス佐賀Ⅱ107号室
債務者　住田麻衣子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
佐賀市北川副町大字新郷615番地６　借家
債務者　ミニストップ愛敬店こと　藤田　幸雄
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
佐賀県鹿島市大字高津原1375番地　林田アパート１号
債務者　森　　知子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２０号
熊本市中央区島崎１丁目33番12号　本田ハイツ302、前住所熊本市東区上南部２丁目４番50号
債務者　安枝　　功
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
宮崎市宮田町12番９号　双葉館５Ａ
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
宮崎県西都市大字三宅4422番地１　県営住宅石貫団地１棟５号
債務者　日髙　宏幸
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市城山町３番32号　ロワイヤルヒルズ城山415号
債務者　前田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
茨城県取手市戸頭２丁目37番４－Ｂ102号
債務者　安達　晃夫
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６号
茨城県取手市井野団地３番14―406号
債務者　太田　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３号
川崎市川崎区池田２丁目２番６号　アルカサール建昇501
債務者　甲野　純子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県尼崎市神崎町20番17号　コモテリアＫ＆Ｍ－502号、前住所兵庫県尼崎市額田町22番１号
債務者　竹森　紀子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係